

# 重要事項説明書

児童発達支援 ふぁーすとすてっぷ

株式会社プラウドネットワーク

## 児童発達支援 重要事項説明書

この重要事項説明書は、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

### 1. 事業者の概要

名称	株式会社プラウドネットワーク
法人所在地	岐阜県可児市下恵土2843番地95ハイツ杉松101号室
電話番号	0574-60-3123
代表者氏名	今村 しのぶ
設立年月日	平成27年1月28日

### 2. 事業所の概要

事業所の種類	児童発達支援
事業所の名称	ふぁーすとすてっぷ
事業所の所在地	岐阜県可児市下恵土2843番地95ハイツ杉松101号室
電話番号	0574-60-3123 携帯電話 080-2666-3176
管理者氏名	新美有里
児童発達支援管理責任者	新美有里
定員	10名
指定年月日	平成27年4月1日
目的	児童及び通所給付決定保護者の意思及び人格を尊重し、児童及び保護者の立場に立った適切な指定児童発達支援の提供を確保することを目的とする。
運営方針	児童が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応できるよう、指導及び訓練を行う。

### 3. 通常の事業の実施地域

可児市、美濃加茂市、可児郡、加茂郡

### 4. 営業時間とサービス提供時間

営業日 営業時間	月曜日から土曜日。（ただし、第5土曜日、国民の祝日、8月11日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く） 午前9時から午後5時
サービス提供日 提供時間	月曜日から土曜日。（ただし、第5土曜日、国民の祝日、8月11日から8月15日、12月29日から1月3日までを除く） 午前10時から午後4時30分

## 5. 職員の体制

職種	人数
管理者（兼務）	常勤1名
児童発達支援管理責任者（兼務）	常勤1名
児童指導員	常勤2名 非常勤職員1名
保育士	常勤2名 非常勤職員2名

## 6. サービスの内容

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 日常・集団生活訓練
- (3) 創作的活動
- (4) 社会的活動の支援
- (5) 家族に対する相談及び助言
- (6) 健康管理
- (7) 送迎サービス
- (8) 給食サービス

## 7. 利用料金

- (1) 通所給付費対象サービス内容の料金  
厚生労働大臣が定める基準額によるものとします。9割が給付対象となるため、法定代理受領する場合は、利用負担分としてサービス料金の1割が負担となります。ただし、各市町村が定める月額負担上限金額の範囲内となります。
- (2) 次に定める費用については、利用者から徴収するものとします。
  - (ア) 日用品費 実費
  - (イ) 給食サービスの提供に係る食事代 200円（キャンセル2日前より250円）
  - (ウ) レクリエーションに係る費用、材料費 実費
  - (エ) その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であって利用者に負担させることが適当とみられるものの実費
  - (オ) 送迎費（自宅以外） 5キロ以内1回100円、5キロ以上1回200円  
※上記費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、その同意を得るものとします。  
※費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った通所給付決定保護者に対し交付するものとします。
- (3) 利用料金は、1ヶ月ごとに計算して請求しますので、毎月27日に金融機関からの自動引き落としでお支払いしてください。

## 8. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 通所給付決定保護者はサービスを利用するにあたって、宗教活動や営利を目的と

し

た勧誘、暴力行為等、他の通所給付決定保護者に迷惑を及ぼす恐れのある行為及び言動を行なわないものとします。

- ② サービスをキャンセルされる場合はできるだけ早くお知らせください。利用予定2日前より欠席加算を算定します。また、インフルエンザ等の感染症に罹患している場合は利用できません。
- ③ 受給者証の記載内容に変更があった場合は速やかに受給者証の提出をお願いします。

## 9. 虐待の防止について

事業者は利用児童及び通所給付決定保護者の人権・虐待の防止のために、下記の対策を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 新美有里
-------------	----------

- (2) 苦情解決体制を整備しています。  
(3) 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施します。

## 10. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとします。また、主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとします。

### 事業所の協力医療機関

医療機関	あんどうクリニック	診療科	内科
所在地	岐阜県可児市下恵土 <b>3440-678</b>		
主治医	安藤 文夫	電話番号	<b>0574-63-6611</b>

## 11. 非常災害時の対応

- (1) 非常災害時発生した場合、速やかに利用者の避難誘導を行う。安全が確認でき次第、関係諸機関、保護者に連絡し利用者の受け渡しをする。
- (2) 年1回の避難訓練を行う。
- (3) 防災設備として誘導灯、消火器の設置管理を行う。

## 12. 秘密の保持

職員は、業務上知り得た児童又はその家族の秘密を保持します。また、事業者は、職員であった者に業務上知り得た児童またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とします。

児童発達支援を円滑にするため、サービス担当者会議等、他の指定事業者との情報共有が必要な場合は、児童及び家族の個人情報をおの指定事業者へ提供します。

※個人情報の内容

- ① 氏名、住所、病歴、家族状況等サービスを行うために必要な、児童とその家族個人に関する情報
- ② その他利用児童とその家族に関する情報で、特定の個人が識別されうる情報

13. 苦情・要望の受付について

(1) 当事業所の苦情・要望の受付窓口

受付窓口	窓口担当者	新美有里
	苦情解決責任者	新美有里
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日、8月11日から8月15日、年末年始を除く。
	受付時間	午前9時から午後4時半まで
	電話番号	0574-60-3123
	FAX番号	0574-60-3123

(2) 行政機関その他苦情受付機関

本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、行政機関又は社会福祉協議

会

に設置された運営適性化委員会に申し立てることができます。

岐阜県福祉サービス適正化委員会	所在地	岐阜県岐阜市下奈良2丁目1番1号
	受付日	月曜日から金曜日。ただし、祝祭日、年末年始を除く
	受付時間	午前9時から午後5時
	電話番号	058-278-5136
	FAX番号	058-278-5137
可児市役所障害福祉課	所在地	岐阜県可児市広見1丁目1番
	電話番号	0574-62-1111
美濃加茂市障害福祉課	所在地	岐阜県美濃加茂市太田町3431-1
	電話番号	0574-25-2111

14. 事故発生時の対応

事業者は、事故が発生した場合は、県市町村及び児童の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとします。

また、万一の事故に備え、損保保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとします。

指定児童発達支援の提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名称：児童発達支援 ふぁーすとすてっぷ

管理者名：新美有里

説明者名：

私は、本書面に基づいて事業者から指定児童発達支援の提供及び利用について重要事項の説明

明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

利用児童氏名：

通所決定保護者住所：

通所決定保護者氏名：

印

続柄